

(紹介料の返還) について

採用決定者が甲に入社後、自己都合により 3 ヶ月以内に退社した場合、乙は甲に次のとおり人材紹介手数料を採用決定者の退職日より 1 ヶ月以内に返還するものとする。 ・入社後 1 ヶ月以内に退社：人材紹介手数料の 80% ・入社後 3 ヶ月以内に退社：人材紹介手数料の 50% ただし、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働条件内容と著しく異なることによる起因する退社の場合はこの限りではない。